# 台東区居宅訪問型病児·病後児保育利用料助成制度

# ~課税状況の考え方~

#### 1. 助成内容

利用日の課税状況に応じて助成率が異なります。助成率については下記表を参照してください。 課税状況は、利用日が4月から6月までは前年度、7月から翌年3月までは当年度の課税状況を もとに助成率を決定します。ただし、いずれも上限額は児童1人当たり年間(4月1日~翌年3月3 1日の利用)4万円です。

### ■助成率表

課税状況	助成率
生活保護世帯·住民税非課税世帯	100%
それ以外の世帯	50%

### 例)年度中に2回利用した場合

①利用月:6月 利用料:20,000 円 課税状況:住民税非課税世帯

②利用月:9月 利用料:60,000円 課税状況:課税世帯

- ●助成額算出式
- ①20,000 円(20,000 円×100%)+②30,000 円(60,000 円×50%)
- =50,000円(助成対象額) 助成額:40,000円(年間上限額)
- →ここで助成対象額は 50,000 円となりますが、課税状況に関わらず、 年間上限額が 40,000 円ため、助成額は 40,000 円となります。
- 2.追加提出物(※生活保護・住民税非課税世帯に該当する方のみ確認)

下記に該当する場合は、①②住民税非課税証明書③年間収入証明書類の添付をお願いいたします。

- ①(利用日:4月~6月分)利用日の前年1月1日現在、台東区に住民登録がない場合 利用日の前年1月1日現在、住民登録があった市区町村が発行する「前年度住民税非課税証明 書の写し」を提出してください。
- ②(利用日:7月~翌年3月分) 利用日の当年1月1日現在、台東区に住民登録がない場合利用日の当年1月1日現在、住民登録があった市区町村が発行する「当年度住民税非課税証明書の写し」を提出してください。

## ③海外から転入されて住民税が課税されていない場合

海外から引っ越されてきて住民税が課税されていない世帯は、年間の収入額を証明する書類を 提出していただき、住民税非課税世帯に該当するか審査をします。

非課税世帯に該当すると思われる方は、申請時にご提出をお願いいたします。

※いずれも非課税世帯としての確認が取れなければ、課税世帯として取り扱います。

台東区教育委員会 児童保育課 給付担当 03-5246-1309